

# 生命倫理的思考と二百五十戒

## — インド社会と宗教2 —

寺石悦章

### 一 はじめに

価値観が多様化しつつあると言われる現代において、伝統的な倫理を再検討しようとする動きが広まりつつある。そのような中、我が国では、仏教の伝統的倫理を再検討する試みが盛んになってきている。

仏教は、「人の死（人が死ぬこと）」をどのように捉えているのだろうか。このような問題については、生命倫理に対する関心の高まりとともに、多くの研究成果が発表されるようになってきた<sup>1)</sup>。しかし、仏教が「人が死ぬこと」ではなく「人を殺すこと」をどのように捉えているかという問題には、ほとんど関心が払われていないように見受けられる。

仏教の在家信者が守るべき戒（五戒）の中に、「不殺生」という項目があることは、よく知られている。そして出家者が守るべき戒にも、同様の事柄を定めた条文が存在する。従って、仏教徒は出家・在家を問わず、殺生が禁じられていることにな

る。しかし、一口に「殺生」あるいは「殺人」と言っても<sup>2)</sup>、その内容は様々である。財産目当てに、計画的に人を殺す場合もあれば、事故によって、思いがけず人を殺してしまったという場合もある。このような事態が起こった場合、いずれも同様に「戒を破った」と見なされるのであろうか。罪になる場合と罪にならない場合とを区別する原則は、あるのだろうか。さらには、自殺、安楽死、人工妊娠中絶、死刑などの是非について、仏教の伝統的な倫理はどのように解答するのであろうか。

筆者は、自殺、安楽死等の具体的な問題を検討する前に、「人を殺すこと」全般に通じる、仏教の基本的な考え方を明らかにすべきではないかと考えている。しかし一口に「仏教」と言っても、その内容は多様である。仏教すべてに共通する考え方を明らかにすることは、厳密には不可能と言つてよいであろう。それでも、特定の宗派の立場に立たず、また特定の宗派と強く結びついた経典に依存せず、より普遍性の高い考え方を見出そうと試みることは、決して無駄ではないと思われる<sup>3)</sup>。

このような問題意識から、本稿では、はじめに二百五十戒<sup>4)</sup>

に含まれる断人命戒の内容を検討し、「人を殺すこと」に関する基本的な考え方を明らかにする<sup>(9)</sup>。そして、そこで明らかにした考え方を手がかりに、現代の諸問題について考察することとしたい。

## 二 断人命戒の検討

### (一) 二百五十戒について

二百五十戒という名称は、仏教の男性出家者の戒の条数が、ほぼ二百五十であることに基づいている<sup>(10)</sup>。つまり二百五十戒とは、仏教の男性出家者のための戒の通称であり、その適用範囲は、厳密には仏教の男性出家者に限定されている。しかし仏教の戒の大半は、この二百五十戒に条文を付加したり、あるいは二百五十戒の中の主要な部分のみを抜き出した形になっている。その意味で二百五十戒は、数ある仏教の戒の中でも、最も重要かつ基本的なものだと言えることができる。

現在まで伝えられている二百五十戒の資料は少なくない。戒の条文のみをまとめたものが伝えられている他、註釈の中に戒の条文が含まれているものもある。言語的には中国語（漢訳）が最も多く、他にパリー語、サンスクリット語、チベット語のものがある。その内容を見ると、各々の戒を所持してきた部派ごとに語句などには相違があるものの、大きな違いは見られない。従って、二百五十戒に示されている考え方は、仏教の中で最も普遍性があり、また最も伝統のある考え方（少なくともそ

の一つ）だと理解することができる。

以下では、条文の語句・条数とも、上座部が伝える通称「パリー律」をもって代表させ、必要に応じて他の資料に言及することとする<sup>(11)</sup>。

### (二) 断人命戒の条文

断人命戒は、二百五十戒中の波羅夷法第三条にあたる。「波羅夷<sup>(12)</sup>」とは、二百五十戒における最も重い罪のことである。波羅夷に次いで重いのは僧残であり、以下順に波逸提、波羅提提舍尼、突吉羅となっている。

波羅夷にあたる罪を犯した僧は、仏教教団（僧伽）から追放される<sup>(13)</sup>。つまり波羅夷とは、出家者としての地位を剥奪される罪だということになる<sup>(14)</sup>。この波羅夷にあたるものとして四つの条項が定められており、断人命戒もその中に含まれる<sup>(15)</sup>。

さて、断人命戒の条文は次の通りである。

「(A) またもし僧<sup>(16)</sup>が故意に人体の生命を奪うならば、(B) あるいはそのために武器を持つ者を探し求めるならば、(C) あるいは死のメリットを説き、あるいは死ぬことを考えさせるならば、(すなわち)「ああ男子よ。この邪悪で苦しい生は、あなたにとって一体何だというのか。あなたにとっては生より死が望ましい」と心に思い、心で考え、さまざま方法で死のメリットを説き、あるいは死ぬことを考えさせるならば、(D) 彼もまた波羅夷であり、共に生活してはならない。」<sup>(17)</sup> (A) (D) は筆者

(A) (C) に示されているのが、波羅夷に相当する行為である。すなわち、(A) 僧が自ら、故意に人間の命を奪うこと、(B) 僧が他人に指示して人間の命を奪うこと、(C) 僧が他人に自殺を勧めること、の三つのうちいずれかにあてはまる場合、(D) その僧は波羅夷であつて、その僧と共に生活してはならないと定められていることになる<sup>10)</sup>。

### (三) 断人命戒と殺人

断人命戒の条文を見ると、その基本的な考え方が、故意をめぐる我が国の刑法における考え方に類似していることに気づく。理解を容易にするために、先に我が国の刑法における考え方から見ることにしよう。

我が国の刑法では、原則として、既遂に達した行為のみを処罰の対象としている<sup>11)</sup>。これは行為の結果など、外面的に明らかなもの、すなわち客観性を重視しようとする方針の現れだと言ふことができる。しかし同時に、外面的には明らかでない、内面的なものを重視する方針を併せ持っている。その方針を端的に示しているのが、故意のない行為は罰しないという原則である。故意であれば、良心の抑止力を押し切つた(あるいは良心が喚起されなかつた)ことになるが、過失であれば、良心の抑止力を押し切つた(あるいは良心が喚起されなかつた)わけではないと考えられる。そのような考えに基づいて、前者は罰するが後者は罰しないことを原則としている。

この原則は、殺人についても、貫かれていると見てよい。す

なわち殺人(広義、人を死に至らしめること)は、殺人(狭義、故意の殺人)、傷害致死、過失致死の三つに分類されるが、このうち傷害致死と過失致死は故意のない行為であり、たとえ有罪の場合であつても、故意の殺人に比べて極めて軽微な罪として扱われることになる。

既に指摘したように、断人命戒の考え方は、故意をめぐる我が国の刑法における考え方に極めて近い。すなわち、単に人を死に至らしめたかどうかではなく、それが故意であつたかどうかを何よりも重視している。条文を見れば、そのことは明らかであろう。条文中、(A) は「故意に」と明示されている<sup>12)</sup>。また(B)も、他人に指示をすることによって初めてなされる行為である。故意なしで殺人を指示するということは、一般には考えられない。また(C)も、「死のメリットを説き、あるいは死ぬことを考えさせる」行為であるから、故意ではないという状況は極めて考えにくい。従つて、断人命戒の規定にあてはまる(波羅夷となる)のは、通常は故意である場合に限られると見ることができると。すなわち過失致死の場合には、断人命戒の対象外という扱いを受けることになる<sup>13)</sup>。

ただし、「故意」が「悪意による」という意味ではないことには注意が必要である。「パーリ律」に示された実例の中に、次のような話がある。僧が病気で苦しんでいたため、他の僧たちが「悲心」から死の美を讚美したところ、その病気の僧は自殺してしまつた。この僧たちに悪意はなかつたが、これは波羅夷だとされている。「パーリ律」の条文解釈によれば、「故意に」

とは「知りつつ、了解しつつ、考えて、注意して、違反すること」である。悪意によるものでなくても、死の方向に向かわせることが充分に予測できる場合には、「故意」と見なされる。ちなみに我が国の刑法では、罪となる事実の実現を意図し、あるいは罪となる事実の発生を容認して行為する意志を、故意と呼んでいる。

### 三 断人命戒と現代の諸問題

断人命戒において最も重視されるのは、故意であるかどうかという点である。以下ではこの考え方を基本に、必要に応じて断人命戒の条文解釈や因縁譚などを参考にしながら、現代の諸問題について考察してみたい。

#### (一) 自殺

ユダヤ教、キリスト教、イスラーム教などでは、「生命は神によつて造られたものであり、特に人間は神に似せて造られたものであるから、人間の生命は人間が侵してはならない神聖なものだ」という考えが基本にある。そのため伝統的には、自殺は神に対する冒瀆だと考えられてきた。たとえばヨーロッパ社会では、キリスト教が大きな影響力を持つようになった古代末期以降、自殺は重罪として明文化されている。そして公会議ではたびたび、自殺者の墓地埋葬禁止や、自殺未遂者の破門などが定められている。自殺の有罪規定は近代国家にも引き継がれ

ており、それが無罪化されたのは、フランスが一七八九年、プロシアが一七九六年、イギリスに至つては一九六一年である<sup>10)</sup>。これに対し、仏教やヒンドゥー教が優勢な地域では、一般に自殺に対して寛容だと言われている。インドでは、夫を亡くした妻が焚火に入つて自殺するサティと呼ばれる風習が長く残っており、そのような行為が長い間推奨されてきた。しかし、この断人命戒によるならば、仏教が自殺に寛容だとは言いがたい。その一端は、条文の(C)で、僧が他人に自殺を勧めることを禁じていることに示されている。しかも『パーリ律』の因縁譚によれば、そもそもこの戒を制定した目的そのものが、自殺の禁止だという。

『パーリ律』の因縁譚の前半部分によれば、この戒は、不浄観を原因とする自殺を防止するために、制定されたものだといわれている<sup>11)</sup>。不浄観とは、身体に対する執着を離れるための観法の一つであり、我々の身体には大便・小便・痰・唾などが充滿しているということを観想する、あるいは死体が腐乱するさまなどを観想するといった方法をとる。ある時、ゴータマ・ブッダが僧たちに不浄観を勧め、半月の間、その修行をさせた。その結果、実習に専念した多くの僧たちが自分の身体を嫌悪することとなり、自ら死を望むようになった。彼らは自殺したり、人に頼んで自分を殺してもらつたりしたという。そのためにゴータマ・ブッダは、人間の生命を断ずることを禁じるこの戒を制定したというのである。

『パーリ律』の因縁譚の後半部分には、次のような事件が記

されている<sup>101)</sup>。ある在家信者が重病になったが、彼には若くて美しい妻があった。その妻を自分のものにしようと思つた僧が、その在家信者に「現世での病気の生活は苦しいが、来世では幸福になれるだろう」などと言つて自殺を勧めた。すると、その在家信者は死を願うようになり、わざとよくない食べ物を食べべたりして、自ら死期を早めたという。

この因縁譚の後半部分によれば、自殺を勧めた僧は、自ら手を下して殺したわけでもないし、他人に手を下させて殺したわけでもない。言葉によつて、自殺を勧めただけである。しかし断人命戒においては、自殺を勧める、あるいは死のメリットを説くといつた言葉だけによる行為も、身体による行為と同等とみなされ、禁止されている<sup>102)</sup>。

以上のように、『パーリ律』の因縁譚によれば、この戒はそもそも他殺を禁じるためではなく、自殺を禁じるために制定されたものであり、同時に自殺を勧めること、死を賛美することの禁止（より正確には、自ら死を望むこと）をも目的としているということになる<sup>103)</sup>。

## (二) 安楽死

従来の医療では、少しでも長く生命を維持することが理想とされてきた。しかし現在では、生命の質(QOL)をより重視しようという考えが広まりつつある。安楽死の問題は、そのような中でクローズアップされてきた問題である。なお、安楽死という言葉の意味は、使用者によつて大きく異なっている。本

稿では、我が国における一般的な理解に従い、「苦痛の除去を目的として、患者の死期を早める」という意味で、安楽死の語を使用する。

我が国では名古屋高等裁判所が、世界初の安楽死判決を出している(一九六二年)。そこでは六つの要件が示されており、それらの要件をすべて満たせば安楽死を合法とするとされている<sup>104)</sup>。また一九九五年には横浜地方裁判所が、安楽死の合法性を認める新たな四要件を示している<sup>105)</sup>。これらの判決ではいづれも、安楽死は患者本人の意志に基づくものでなければならぬといとしており、後者の判決では、その点を裁判長が特に強調している。

これらの例に限らず、現代では自己決定権が重視され、治療方法に関しても患者本人の意思が重視されるようになってきている。その選択が、理性的に見て患者本人の利益にならないと考えられる場合であっても、それを尊重しようとする考えが広まりつつある。患者本人が望む安楽死を認めようとする立場は、このような考え方の延長上にあると見てよからう。

しかし断人命戒の考え方に従うならば、安楽死は認められないうと判断するのが妥当と思われる。既に明らかになっているように、断人命戒では、故意の殺人は禁止されており、自殺・他殺のいづれもが禁じられている。このような考え方に従うならば、安楽死が患者本人の手によるものであるにせよ、医師などの他者の手によるものであるにせよ、認められないことは明らかである<sup>106)</sup>。

『摩訶僧祇律』の因縁譚では、次のような話が語られている<sup>80)</sup>。  
ある僧が病氣になって長い間苦しんでいた。別の僧が看病していたが、彼も看病に疲れ、また自らの修行もできないで苦しんでいた。やがて看病していた僧は、病氣の僧の頼みに応じて、その僧を殺した。この事件をきっかけにして、ゴータマは、僧が自ら手を下して生命を奪うことを禁じた。するとその後、同様な状況において、看病していた僧が、他の人に依頼して病氣の僧を殺すという事件が起こった。そこでゴータマは、僧が他人に手を下させて生命を奪うことも禁じた。すると今度は、同様な状況において、看病していた僧が病氣の僧に向かつて自殺を讚美し、自殺の道具を与え、病氣の僧が自殺するという事件が起こった。そのためゴータマは、今度は自殺を讚美することを禁じたのだという<sup>81)</sup>。

この因縁譚の最初の段階では、病氣の僧は自ら死を望んでおり、看病している僧は、本人の希望に応じて殺したとされている。しかしゴータマは、それを禁じている。一般に安樂死は、病氣を治療する医師の手によって行われるべきものと考えられているが、この因縁譚の内容は、その状況に極めて類似していると言えよう<sup>82)</sup>。

### (三) 人工妊娠中絶

断人命戒の考えに従った場合、人工妊娠中絶は、殺人に含まれるのであろうか<sup>83)</sup>。人工妊娠中絶が「故意」であることは疑いない。そのため、ここで問題となるのは、断人命戒の条文に

ある「人体 (manussavagata)」の語に、胎児が含まれるかどうかという点である。

では、胎児はいつから「人」になるのだろうか。胎児をどの時点から「人」とみなすべきかについては様々な見解があるが、現在では「子宮外で生存可能かどうか」が、重要な目安になっている。WHOにおいて、「二週を境に流産と死産を分けているのも、ほぼこの考えに沿ったものである<sup>84)</sup>。子宮外で生存可能とされる時期がいつかについては、必ずしも意見の一致を見えないが<sup>85)</sup>、その時期がいつであったとしても、「人である時期」と「人になる前の時期」を区別する考え自体は、一般化しつづけると言えよう。

先に示した断人命戒の条文は「パーリ律」のものだが、そこで「人体」と訳した部分は、『五分戒本』では「若人若似人」、「十誦戒経」では「若人若似人」、「根本有部戒経」では「若人若人胎」となっている。これらの「似人」や「人胎」はいずれも「人になる前の時期」を示しており、「人である時期」と「人になる前の時期」が、表現の上では区別されている。しかし、「似人」も「人胎」も「人」と並記されており、その扱いに違いは全く見られない。しかも、たとえば『五分律』では、受胎から四十九日までを似人として、断人命戒の対象となるのは受胎の段階からだとして理解されていることがわかる。これに対し、『パーリ律』『四分律戒経』『僧祇律戒経』などでは、「人命」としか記されておらず、この二つの時期を区別していない。しかし『パーリ律』の条文解釈でも、「人体」と

は受胎以降だと説明されており、「人である時期」と「人になる前の時期」を区別せず、やはり受胎以降を一貫して「人」と見なしていることになる。

このように、条文の表現としてはテキストごとに相違があり、いずれが本来の形であるかを、厳密な意味で明らかにすることは困難である。しかし内容的には、受胎以降を一貫して「人」とみなすという姿勢を見てとることができる。

#### 四 死刑

現在、死刑制度を廃止する国が増加しつつある。国連総会においても、一九八九年に死刑廃止条約が採択され、一九九一年に発効した。この条約は西欧諸国が共同で提案したもので、先進国で反対に回ったのは日本とアメリカだけであった<sup>80)</sup>。そして我が国の場合、死刑制度に関する世論調査においては、死刑存続支持が、廃止支持を大幅に上回っている。

死刑は「殺そうとして殺す」ものであり、「故意」の殺人の典型であることについては疑いをいれない<sup>81)</sup>。故意の殺人を禁止する断人命戒の考え方に従うならば、死刑が廃止されるべきものであることは言うまでもない。

断人命戒では、条文の(A)の場合と(B)の場合、すなわち「自ら手を下した」場合と「他人に手を下させた」場合の間に、特に区別を設けておらず、いずれも波羅夷だとする。従って、断人命戒の考え方に従うならば、死刑を執行させた人物も、罪に問われることになる。では、死刑を執行させた人物と

は、一体誰であろうか。にわかに結論を導くことは困難であるが、一考に値する問題だと思われる<sup>82)</sup>。

#### 四 むすびとして

本稿では、断人命戒(および条文解釈・因縁譚など)に示された「人を殺すこと」に関する基本的な考え方を明らかにし、それに沿った形で、自殺、安楽死、人工妊娠中絶、死刑といった諸問題について考察してきた。

断人命戒の条文・条文解釈・因縁譚などに一貫して見られる姿勢は、生命はすべて尊いというものである。たとえ自分の生命であっても、また自らの選択であつても、その生命を奪うことは認められないという姿勢を示している。従って、現代の生命倫理における生命の質、自己決定権などの基本主張とは、根本的に相容れないもの、それらの流れに逆行するものだと言えることができる。しかしそれ故にこそ、このような試みは、現代の我々がこれらの問題をさまざまな視点から考察するための、一つのヒントとなり得るのではないだろうか。

#### 註

- (1) たとえば日本印度学仏教会では、第四四回学術大会(一九九三年、高野山大学)において「仏教と生命倫理」というテーマのシンポジウムが開かれている。また第五〇回学

術大会(一九九九年、龍谷大学)においては「仏教と倫理」というテーマの特別部会が設置されている。

- (2) 本稿で扱うのは、殺す対象が人間の場合のみである。二百五十戒において、人間以外の動植物等の生存権がどのように扱われているかという問題は、拙稿「環境倫理的思考と二百五十戒」(『宗教学・比較思想学論集』二、一九九九年、四〇―四八頁)で検討した。

- (3) 我が国が、仏教を生命倫理的な観点から研究した成果が最も多く発表されている国であることは疑いない。ただしその大半は、特定の宗派の立場からなされたものである。

- (4) 二百五十戒について、また二百五十戒を取り上げる理由については後述する。

- (5) 断人命戒の条文自体の他、必要に応じて条文解釈、因縁譚などを参考にする。なお「断人命戒」という名称は、『根本有部律』では「断人命学処」、「四分律行事鈔」では「殺人命戒」となっている。

- (6) 文献学的な研究は、平川彰「二百五十戒の研究Ⅰ」、一九九三年、春秋社によっている。

- (7) 仏教の男性出家者と女性出家者は、それぞれの戒をもつ。それらの戒の条文をまとめたものは、漢訳(中国語訳)で「波羅提木叉」と音写されることが多い。その原語は推測されているものの、原義については定説がない。詳細については、平川、前掲書、三一―一頁で検討されているので参照のこと。

- (8) 二百五十戒の資料と、それを所持してきた部派については、平川、前掲書、一一―六五頁に詳しい。

- (9) 本稿では、一般には理解されにくい伝統的な用語の使用を避け、より一般的・現代的な用語を用いることを心がけている。しかし原義が不明なため、あるいは翻訳が極めて困難なために、やむを得ず伝統的な用語、あるいは原語のカカナ表記を用いた部分も少なくない。また、特に重要と思われるもの以外は、原語(パーリ語)を表記していない。

- (10) ここで言う仏教教団とは、出家者の集団(僧伽)であるから、その後も在家の仏教徒であり続けることは可能である。

- (11) インドでは一般に、出家者は尊敬されており、国家が出家者を罰することはまれであった。しかし波羅夷にあたる罪を犯した者は俗人となるため、その後には国家が死刑を適用することが可能となる。そのような点からも、波羅夷が最も重い罪であることが理解されよう。

- (12) 波羅夷にあたる四つの条項とは、淫戒、盜戒、断人命戒、妄説得上人法戒である。このうち、「断人命戒」については以下で検討するので、ここでは三つの条項について簡単に説明しておく。まず「淫戒」では、異性のみならず、同性さらには人間以外の動物をも含めた、あらゆる者との性行為を波羅夷とする。「盜戒」では、一定金額以上の物を盗むことを波羅夷とする。そして「妄説得上人法戒」では、悟りを開いていないにもかかわらず、「悟りを開いた」とウソを述べることを波羅夷としている。



- (13) 以下では男性出家者を指す表現として、より一般的な用語である「僧」を用いる。
- (14) Yo pana bhikkhu sañicca manussaviggaham jivita voropeyya, sathaharakan yassa pariyeseyya, maranavanana va samvanneyya, maranaya va samadapeyya, ambho purisa kim tuyh'innha papakena dujivitenat' Matan te jivita seyyo" ti hi cittamano citsankappo anekaparivayena maranavanana va samvanneyya, maranaya va samadapeyya, ayanipi parajiko hoti asannaso. 後述する『パーリ律』因縁譚を考慮すれば、(A) は僧が自ら僧自身の命を奪うこと、(B) は僧が他人に指示して僧自身の命を奪うことを、直接には意味していると解釈できると推測される。しかし、死を望んだ僧自身が死んでしまつていれば、その僧の罪が問われることはない。従つて (A) (B) は、僧自身の命を奪うことを禁止すると同時に、他人の命を奪うことを禁止していると解釈すべきであらう。
- (15) 重大な罪の場合に限つて未遂（さらには予備や陰謀など）の行為を処罰することがあるが、これはあくまでも例外である。
- (16) 『パーリ律』以外の資料には、「故意に」の語句を含まないものもある。しかし大半の資料にはこの語が存在しており、もともと存在していたものと考えられている。
- (17) このように、故意であるかどうかを極めて重視するという態度は、断人命戒に限らず、二百五十戒全体に共通する特徴である。
- (18) 我が国の刑法には、自殺教唆、自殺幫助などの規定はあるが、自殺を有罪とする規定は存在しない。
- (19) はじめに制定されたのは、条文の (A) ～ (C) のうち (A) ～ (B) に相当する部分だといふ。
- (20) 以下の事件をきっかけに、(C) に相当する部分が付け加えられたといふ。
- (21) このように、言語的行為を身体的行為と同等、あるいはそれ以上に重視するという態度は、広く仏教に共通する特徴だと言ふことができる。さらに仏教には、外見からは知ることが困難な心（心理的行為）にも、行動（身体的行為）と同じだけ（あるいはそれ以上）の重要性を与えようとする態度が見られる。従つて、誰かの死を望むという心理的行為も、身体的行為と同等、あるいはそれ以上に重視されていると推測することができる。故意であるかどうかを重視する態度も、この点に起因するものであらう。
- (22) 従つて、自殺を美しいものであるかのように報道することについては、断人命戒が禁じている「死の讚美」に相当する可能性が考えられよう。
- (23) その六要件とは、次の通りである。(一) 不治の病で死期が切迫している、(二) 死にまさる苦しみ、(三) 病苦の緩和が目的、(四) 本人の意志、(五) 医師の手による、(六) 方法が倫理的。
- (24) 具体的には、次の通りである。(一) 耐え難い激しい身体の苦痛に苦しんでいる、(二) 死が避けられず、死が迫つ
- (25)

ている、(三)肉体的苦痛を除去・緩和するための方法を  
尽くし、他に代替手段がない、(四)患者本人の明らかな  
意思表示がある。この四要件は順に、先の六要件の(一)

(二)(三)(四)にほぼ対応している。

- (26) 繰り返し述べているように、断人命戒の立場では、故意で  
あるかどうかが問題となる。患者を死に至らしめる、ある  
いは患者の死期を早めることが明らかな処置をすること  
は、苦痛の軽減を目的とするものではあっても、故意と見  
なされよう。一方、苦痛の軽減を目的にした処置が、結果  
として死期を早めてしまったという場合、患者の死期を早  
めることが予測できなかったのであれば、それを故意と見  
なすことはできない。しかし現実には、微妙なケースが多  
いと考えられる。

(27) 『摩訶僧祇律』大正卷二二、二五三―二五五頁。

- (28) 『摩訶僧祇律』の因縁譚では、このような三段階を経て制  
定されたのが、断人命戒であるとする。この三段階におい  
て制定された部分は、先に見た断人命戒の条文の(A)(B)  
(C)に、それぞれ相当する。

(29) 現代のように医療が普及しておらず、また家族を捨てた出  
家者の集団において、看病する者は病人にとって最も頼り  
になる(医者以上の?)存在であろう。

(30) ちなみに我が国の刑法には堕胎罪という規定があるが、完  
全に死文化しているので、ここでは取り上げない。

(31) ただし、現実には医療技術の進歩により、子宮外で生存可

能な時期が徐々に拡大している。

- (32) 仮に一致したとしても、医療技術の発達に伴って変化する  
ことは十分に考えられる。

(33) この時は賛成が五九、反対が二六で、賛成が反対の二倍を  
越えている。しかし、棄権が四八、欠席が二五という多数  
に及んでいることにも注意が必要である。

- (34) 我が国では、刑法中に死刑の規定がある。この規定自体は  
憲法違反ではないが、残虐な方法で行われた場合には憲法  
違反にあたるというのが通説である。なお、本稿では取り  
上げていないが、故意の殺人のもう一つの典型として、「戦  
争」を指摘することができるかもしれない。

(35) 我が国の場合、最終的に執行命令権を持つのは法務大臣で  
ある。また、死刑という判決を下したのは裁判官であり、  
死刑を求刑したのは検察であろう。(言うまでもなく、彼  
らの行為は、法律に基づいて行われるのが原則である。)  
また多くの場合、被害者の遺族が死刑を望んでいる(我が  
国では、殺人を犯した場合以外は死刑になることがない。  
従って、死刑を望むのは「被害者」ではなく「被害者の遺  
族」ということになる)。凶悪犯罪であれば、国民が死刑  
を望んでいる場合も少なくない。また、国民の多くが死刑  
制度の存続を望んでいるという状況も考慮されるべきであ  
ろう。

(てらいし、よしあき・岐阜聖徳学園大学非常勤講師)